

## 榛東村空き家除却補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において榛東村空き家除却補助金（以下「除却補助金」という。）を交付することについて、榛東村補助金等交付規則（昭和62年榛東村規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象空き家)

第2条 除却補助金の交付の対象となる空き家は、次の要件を満たす空き家とする。

- (1) 榛東村に存すること。
- (2) 住居として建築した戸建て住宅又は併用住宅で、おおむね1年以上居住その他の使用がされていないことが確認できること。
- (3) 空き家の所有権を有する者（以下「所有者」という。）が法人でないこと。
- (4) 抵当権その他の所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (5) 公共事業による移転、建て替え等の補償対象でないこと。

### (補助対象者)

第3条 除却補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 所有者又は所有者の法定相続人（以下「所有者等」という。）であること。
- (2) 所有者等が複数いる場合は、その全員から空き家の除却に関する同意を得られること。
- (3) 村税に滞納がないこと。
- (4) 榛東村暴力団排除条例（平成24年榛東村条例第14号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。
- (5) 次条に規定する工事の完了後、1年以内に、当該工事跡地において新たに戸建て住宅又は併用住宅の建築工事（以下「建築工事」という。）に着手すること。
- (6) 建築工事の完了後、10年以上、当該土地に住所を定めること。

### (補助対象工事)

第4条 除却補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 空き家の全てを除却する工事
- (2) 第9条に規定する通知（補助事業に適合すると認められたものに限る。）を受けた後に行う工事
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの許可又は建設工事に係

る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた業者が行う工事

（補助対象費用）

第5条 除却補助金の交付の対象となる費用は、補助対象工事に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 構造体、設備、地下埋設物等の撤去及び処分に係る費用
- (2) 埋め戻し及び整地（舗装費用を除く。）に係る費用。
- (3) 除却に伴う仮設工事に係る費用
- (4) その他特に村長が必要と認める費用

（補助金の額）

第6条 除却補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助の回数）

第7条 除却補助金の交付は、所有者等につき1回を限度とする。

（事前審査）

第8条 除却補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、榛東村空き家除却補助金事前審査申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等を確認できる書類
- (2) 空き家の外観及び内部を撮影した写真
- (3) 未納税額がないことの証明書
- (4) 所有者等が複数いる場合は、その全員の承諾書
- (5) 補助対象工事の見積書の写し
- (6) 第4条第3号に規定する許可又は登録を受けた業者であることを証する書類の写し
- (7) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請は、毎年度、村長が別に定める期日までにしなければならない。

（事前審査結果）

第9条 村長は、前条の申請書が提出された場合は、補助対象事業の適否を審査し、審査結果を榛東村空き家除却補助金事前審査結果通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更審査申請）

第10条 前条の通知により補助対象事業に適合すると認められた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた補助対象工事（以下「除却工事」という。）等の内容に変更が生じた場合は、榛東村空き家除却補助金変更審査申請書（別記様式第3号。以下この条において「変更審査申請書」という。）に変更の内容が分かる書類を添付して、速やかに村長に提出するものとする。ただし、その変更が軽微な場合で、かつ、村長が変更審査申請

書の提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 村長は、変更審査申請書が提出された場合は、申請書等を審査し、審査結果を榛東村空き家除却補助金変更審査結果通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（工事の中止）

- 第11条 補助事業者は、除却工事を中止しようとする場合は、榛東村空き家除却補助金工事中止届出書（別記様式第5号）を速やかに村長に提出しなければならない。

（交付申請及び実績報告）

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、除却工事が完了した日から起算して1年以内に、榛東村空き家除却補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の領収書の写し
- (2) 除却工事完了後の写真
- (3) 除却工事の完了日が確認できる書類
- (4) 建築工事の着手状況を撮影した写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

- 2 村長は、前項の報告書が提出された場合は、事前審査の内容及びこれに付した条件に適合するか審査し、適合すると認めたときは、榛東村空き家除却補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、榛東村空き家除却補助金請求書（別記様式第8号）により、除却補助金の請求をするものとする。

- 4 村長は、前項の請求があった場合は、速やかに除却補助金の支払をしなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、除却補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定による届出書を受理したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により除却補助金の支払を受けたとき。
- (3) 除却工事が事前審査の内容に反したとき。
- (4) その他交付決定を取り消すことが適当と村長が認めたとき。

- 2 村長は、前項の取消しをした場合は、榛東村空き家除却補助金取消通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 村長は、前項の通知をした場合で、既に除却補助金の交付をしているときは、速やかにその返還を求めなければならない。

- 4 交付決定者は、前項の求めがあった場合は、直ちに、除却補助金の返還をしなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、除却補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

村内業者が工事を行う場合	村外業者が工事を行う場合
補助対象費用の2分の1に相当する額又は500,000円のうち、いずれか低い額。	補助対象費用の4分の1に相当する額又は250,000円のうち、いずれか低い額。

1 村内業者とは、榛東村に本社を有する法人又は榛東村に住所を有する個人

をいう。

2 村外業者とは、村内業者以外の法人又は個人をいう。